解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

鳥取県米子市道笑町二丁目五六番地

鈴木食品有限会社

清算人　鈴木　祥司

解散公告

当法人は、平成二十六年八月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

岡山市北区田益一二九〇―一

特定非営利活動法人ケアプロ岡山

清算人　髙橋　正志

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

山口県萩市大字江崎八九二一番地の一

有限会社増山

清算人　増山　正登

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

福岡市中央区荒戸一丁目六番地一一号

ｍｙｕ　ｓｗｅｅｔｓ株式会社

代表清算人　後藤　倫

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日の株主総会（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

熊本県阿蘇郡西原村大字河原四〇五〇番地六

株式会社宝珠製作所

代表清算人　山﨑　三男

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

鹿児島市平之町四番七号

株式会社今和泉製粉

代表清算人　今和泉鈴子

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

沖縄県名護市字田井等六七一番地

有限会社翁長商事

清算人　平良　敏子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年八月十九日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

茨城県筑西市海老ヶ島二一二〇番地四

医療法人社団正清会

清算人　関谷　榮規

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月十五日開催の臨時社員総会決議により、同年八月二十八日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

東京都荒川区町屋三丁目一番一四号中田ビル一階一〇一号室　医療法人社団富士会

清算人　小林　武司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月二十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

京都府綾部市八津合町縄手一番地

中上林生産森林組合

代表清算人　川北　淳

配当公告

愛知県江南市小杁町鴨ヶ池二二二番地

破産者　愛北生コン株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十五年（フ）第七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二九、四九六、六五〇円

（内優先債権額　金二、三五五、八九七円）

一、配当することのできる金額

金六一、八二六、八四三円

（内優先債権額　金二、三五五、八九七円）

平成二十六年九月二十二日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル六階

鶴見法律事務所

破産管財人　鶴見　秀夫

配当公告

名古屋市港区西福田三丁目九二四番地一

破産者　港物流有限会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一五八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二七七、二一三、三三三円

（内優先的破産債権額

金六、四九一、七〇五円）

一、配当をすることのできる金額

金九六、九八四、〇五〇円

（内優先的破産債権額

金六、四九一、七〇五円）

平成二十六年九月二十二日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三三号本町法務ビル四階　破産管財人　永冨　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県桶川市大字坂田四七〇番地二、最後の住所埼玉県桶川市坂田東一丁目三四番地の六　被相続人　亡　東　政信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―一七―二一ＷＡＤＡ８　三〇一　四つ葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　濵田左千子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市安川五二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　折橋　博次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十二日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号　ソーラービル三階Ａ室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

第24期決算公告

平成26年9月22日

東京都港区白金台三丁目18番８―201号

株式会社カイクリエイツ

代表取締役　小林　裕子

貸借対照表の要旨

（平成26年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	426,954
	固定資産	192,092
	合計	619,046
負債及び純資産の部	流動負債	112,399
	固定負債	177,059
	負債合計	329,588
	株主資本	95,000
	利益剰余金	234,588
	その他利益剰余金	234,588
	（うち当期純利益）	(46,555)
	純資産合計	619,046